

# 会 議 録

会 議 名		第154回都市計画審議会	
開 催 日 時		2016年(平成28年)2月18日 午後2時	
開 催 場 所		湘南NDビル 6階 6-1会議室	傍聴者数
			0
出 席 者	会 長	高見沢 実	
	委 員	新井 秀雄, 飯塚 良, 小泉 信, 西尾 英子, 横田 敏夫, 田中 正明, 齋藤 義治, 木下 瑞夫, 宮戸 光, 吉田 淳基	
	事 務 局	高橋計画建築部長 都市計画課=石原参事兼課長, 大貫主幹, 額賀主幹, 小野課長補佐, 大澤課長補佐	
議題及び公開・非公開の別		<p>議題</p> <p>1. 藤沢市都市計画公園・緑地見直しの基本的な考え方 について</p> <p>報告事項</p> <p>1. いずみ野線A駅周辺まちづくり基本計画(案) について</p> <p>2. 藤沢市立地適正化計画(素案)について</p> <p>(すべて公開)</p>	
非公開の理由			
審議等の概要		別添議事録のとおり	
そ の 他			

# 第154回 藤沢市都市計画審議会

## 議 事 録

日 時 2016年(平成28年)2月18日(木)

場 所 湘南NDビル 6階 6-1会議室

●出席者

・市民

新井秀雄	湘南大庭地区
飯塚良	辻堂地区
小泉信	御所見地区
西尾英子	藤沢地区
横田敏夫	明治地区

・学識経験のある者

田中正明	藤沢商工会議所 会頭
齋藤義治	藤沢市農業委員会 会長
木下瑞夫	明星大学理工学部 教授
高見沢実	横浜国立大学大学院都市イノベーション研究院 教授

・市議会議員

宮戸光	総務常任委員会 委員長
吉田淳基	建設経済常任委員会 委員長

以上、11名

●事務局職員

高 橋 計画建築部長

石 原 計画建築部参事兼都市計画課長

大 貫 都市計画課主幹

額 賀 都市計画課主幹

小 野 都市計画課課長補佐

大 澤 都市計画課課長補佐

その他職員

◆傍聴者・・・・・・・・ なし

## 第 154 回 藤沢市都市計画審議会

日 時 2016 年（平成 28 年）2 月 18 日（木）  
午後 2 時 00 分  
場 所 湘南NDビル 6階 6-1 会議室

1 開 会

2 成立宣言

3 議事録署名人の指名

4 議 事

議第 1 号 藤沢市都市計画公園・緑地見直しの基本的な考え方について

報告事項 1 いずみ野線 A 駅周辺まちづくり基本計画（案）について

報告事項 2 藤沢市立地適正化計画（素案）について

5 その他

6 閉 会

事務局 ただいまから第 154 回藤沢市都市計画審議会を開催いたします。  
開会に当たりまして、計画建築部長からごあいさつ申し上げます。

高橋部長 本日はお忙しいところ、第 154 回藤沢市都市計画審議会にご出席賜りまして、まことにありがとうございます。本日の議案は、前回諮問をさせていただきます「公園・緑地の見直しの基本的な考え方について」を引き続きご審議の上、答申をいただければと考えております。そのほか報告案件 2 件を予定しております。

委員の皆様方には多方面よりご意見をいただきまして、本市都市計画のよりよい策定のためにご審議いただきますよう、お願い申し上げます。

それでは、審議会に移らせていただきます。

事務局 それでは、本日、使用いたします資料等の確認をいたします。(資料確認)

それでは、次第に従い、本日の審議会を進めさせていただきます。

次第の 2 本日の都市計画審議会の成立については、藤沢市都市計画審議会条例第 6 条により、審議会の成立要件は、「委員の 2 分の 1 以上の出席が必要」とされております。現在の委員の定数は 20 名ですが、本日は 11 名の出席ですので、本日の会議は成立しておりますことをご報告いたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

事務局 続きまして、本日の議事ですが、諮問議案 1 件、報告事項 2 件を予定しております。

まず、前回からの継続であります諮問案件として、議第 1 号「藤沢市都市計画公園・緑地見直しの基本的な考え方について」をお諮りし、答申をいただければと考えております。

次に、報告事項 1 「いずみ野線 A 駅周辺まちづくり基本計画（案）について」、報告事項 2 「藤沢市立地適正化（素案）について」ご報告いたします。運営については、このように進めてまいります。

続いて、会議の公開に関してですが、本審議会は藤沢市情報公開条例第 29 条の規定により、原則公開としておりますが、会長いかがでしょうか。

高見沢会長 本日も公開としております。傍聴の方はお見えですか。(なし)

事務局 これからの議事については、高見沢会長にお願いいたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

高見沢会長 はじめに、本日の議事録署名人を指名いたします。委員名簿の選出区分より、市民委員と学識経験のある委員の中から小泉委員、田中委員にお願いしたいと思いますが、よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、お二方をお願いします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

高見沢会長

それでは、議事に入ります。

本日は、議案が1件と報告事項が2件となります。

まず、前回からの継続審議となります議第1号「藤沢市都市計画公園・緑地見直しの基本的な考え方について」、事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは、議第1号「都市計画公園・緑地見直しの基本的な考え方」について、ご説明いたします。前回の審議会において、「基本的な考え方」の諮問をさせていただきました。その後、審議会からいただいたご意見などを反映した上で、パブリックコメントを実施してまいりました。また、パブリックコメントの実施にあわせて、神奈川県とも調整を行ってまいりました。

本日は、パブリックコメントの実施結果及び「基本的な考え方(素案)」からの主な変更点を中心にご説明させていただき、最終的な答申をいただきたいと考えております。

資料につきましては、基本的な考え方の本編と資料1-1から1-3でございます。なお、資料1-3は、前回の審議会の中で、見直し対象の公園・緑地と地形図を重ね合わせたものがあるとわかりやすいというご意見がありましたので、これを踏まえ少し小さいものになりますが、参考資料として配布をさせていただくものでございます。

それでは、資料1-1の「パブリックコメントの実施結果について」をご覧ください。「1 パブリックコメントについて」としまして、意見等の募集は2015年11月27日から12月28日までの約1ヶ月間、実施をいたしました。「2 パブリックコメントの実施結果について」として、3名の方から計16件のご意見をいただいております。

16件の意見分類でございますが、中段の枠内・「意見分類の説明」をご覧ください。全体に対する意見が2件、各項目に対する意見が7件、その他の意見が7件となっております。また、ご意見の反映状況としまして、「1 基本的な考え方に反映したものが0件」、「2すでに位置づけているものが3件」、「3今後の取り組みの参考にするものが7件」、「4反映困難なものが1件」、「5その他が7件」となっております。なお、1つのご意見に対して、複数の反映状況があるため、意見分類の件数とは異なるものでございます。

続きまして、2ページをご覧ください。いただいたご意見の要旨と本市の考え方でございますが、主なものをご説明させていただきます。「1 全体に対する意見」としまして、「番号1」は、本見直しの取組みに賛成

するというご意見でございます。「番号2」は、前段で本市の13地区区分に関するご意見があり、後段の公園見直しに関するものとして、公園見直しが自治会等の既存コミュニティの阻害とならないよう、留意した見直しを進めてほしいというものです。これに対する本市の考え方は、「公園は地域コミュニティ活動に寄与する都市施設であることから、公園の設置が地域コミュニティを阻害することのないよう配慮していく」としております。

「2 各項目に対する意見」としまして、「番号3」は、公園面積は現状で十分であるというご意見です。これに対する本市の考え方は、「公園面積については、地区や地域によっても大きな差があるのが現状であり、市全体でみると、一人当たりの都市公園面積や公園の配置計画が十分であるとは言えないため、引き続き、公園整備に努めていく」としております。

続きまして、「番号7」は、見直しにおいては、廃止のみならず、必要な場所には新たな公園を計画してほしいというご意見です。これに対する本市の考え方は、「今回の見直しは、長期的な建築制限等への課題に対応するため、現在、都市計画決定されている公園・緑地の見直しに主眼を置くものです。しかしながら、見直しの取組みを進めるなか、公園・緑地を追加する必要性が生じた場合の取扱いについては、今後の具体的な見直しのなかで検討を行っていく」としております。

「番号9」は、見直しの結果、存続と判断されたなかでも、整備予定の方針を具体的に決められるのであれば、今後、建て替えを認めずに用地を市が先行取得することなどの事業論についても、この考え方に盛り込んでほしいというご意見です。これに対する本市の考え方は、「事業に関することについては、見直し作業完了後、整備プログラム等により、示していくことを検討するため、事業に関することを現時点で基本的な考え方に位置づけることは困難である」としております。

「3 その他の意見」としましては、既設の都市公園に関するご意見などが複数ございました。

次に、資料1-2の「新旧対照表」をご覧ください。ここでは、前回の本審議会にお示しした「本編」からの主な変更点をご説明させていただきます。まず、前回の本審議会でもいただいたご意見や庁内調整を踏まえた「1 パブリックコメント実施前の主な変更点」でございます。資料左側の「ページ」と記載しているものは、基本的な考え方の本編に対応しておりますので、適宜、ご参照いただけたらと思います。

まず、本編33ページのフローでございますが、「身近な公園への未到達区域」につきまして、ステップ6の総合的判断の検証のなかで扱ってい



たものを、ステップ3の機能と必要性の検証で取扱うように変更しております。これに伴い、本編の36ページから39ページ、42ページと関連する箇所も同様の変更を行ったところでございます。

続きまして、本編26ページの中段でございますが、人口減少に伴う公園利用形態の変化等のなかで、藤沢市の施策との整合を図るため、「高齢者に限らず、子ども、障がい者など、すべての市民の目線に立ち、」という文言を追加しております。これと同様に、32ページの(1)見直しの基本スタンスの後段でも、「すべての市民の目線に立つ中、」という文言を追加しております。

続きまして、「2 パブリックコメント実施後の主な変更点」でございますが、これは、神奈川県と調整を行った中での主な変更点でございます。本編1ページの後段の枠内でございますが、新たに「藤沢総合都市計画」に関する説明を追加しております。

続きまして、資料1-2の2ページをご覧ください。本編3ページから4ページの湘南海岸公園に関する記述でございますが、神奈川県のガイドラインに本公園に関する記述があるため、その記述を基本的な考え方に引用することとしております。以上が主な変更点でございます。その他、軽微な修正を行っております。

次に基本的な考え方の本編をご覧ください。こちらの本編は、パブリックコメントの実施により、「素案」としていたものが「案」になったものでございます。本編の内容については、前回、ご説明をさせていただいていることから、再度のご説明は割愛させていただきます。

最後に今後のスケジュールでございますが、本編の48ページをご覧ください。今年度の取組としまして、基本的な考え方については、3月の市議会・建設経済常任委員会に本件に関する報告を行ったうえで、策定することといたします。

また、平成28年度からはこの基本的な考え方をもとに、個別に公園・緑地の見直しを行ってまいります。引き続き、委員の皆様には、様々な見地からのご意見等をいただきたいと思いますと考えておりますので、よろしくお願いいたします。以上で「都市計画公園・緑地見直しの基本的な考え方」についての説明を終わります。

高見沢会長 事務局の説明が終わりましたので、審議に入りたいと思います。ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

西尾委員 資料1-1の3ページ、8番の市民からのコメントは、村岡地区まちづくり計画と連携しながら、今後、具体的に進めていくので、神社周辺の木を切るとか、切らないということは、まだ決まっていないという理解でよ

ろしいですか。

事務局

この宮前公園は、村岡新駅構想がある中で、今、関係機関と検討している段階ですが、詳細については把握していない部分もあるけれども、担当課といろいろ話し合いをされている状況の中で、いろいろな案を提示したいということも一部されている状況があると思います。その中で幾つか想定している案の中で、どうしても一部分的に区域を変えるというときに、その部分が公園から外れるというようなことはあるのではないかと考えていますが、そのときになるべく区域を変える場合があっても、公園としての既存の樹木を切ったりということはなるべくしないようにというお話かと考えております。ただ、公園見直しだけの話ではなくて、例えばそこを駅前として整備することになった場合、公園だけではなくて、駅前広場とか道路をつくったり、造成をしたりということが生じてまいりますので、神社を含めた一画は地形的に高台になっていますので、そこを基本的に保全しながら進めていくという形になると聞いております。ただ、いろいろなアプローチといったところで一部樹木を切ったりすることは、実際問題としてあるだろうと思います。この話はどこまでの話かわかりませんが、例えばアプローチを新しくつくるのに、どうしても木を根本から切らざるを得ないというのはあると思うけれども、その山を全部なくしてしまうということは一切考えておりませんので、その辺については、今後、事業課と進めていく中で、具体的な見直しをするときに、なるべく既存の樹林を保全しながら進めていくということは考えていると思いますので、この公園・緑地見直しの基本的な考え方という中では、そこまで細かい話に立ち入ることはできないので、このような表現になっているということをご理解いただきたいと思います。

新井委員

資料1-2のページ26、32の欄に「全ての市民の目線に立ち」という中で、子どもとか障がい者を考慮して、というのはわかるが、全員一致をもってみたいニュアンスを感じるので、あえて言わなくてもいいのではないかという意見です。

事務局

藤沢型の取組として、高齢者、障がい者、子どもとすべての市民に対して包括ケアということで全市的に取り組んでおりまして、その1つとして市民目線に立ってという言葉を入れたわけです。

新井委員

他にもそういう言葉は使われているんですか。

事務局

これからの計画ではそういう言葉は使われてくると思います。

吉田委員

資料1-1の9番の文章を見ると、建築制限を受けられているように、そこに住まわれている市民は建築制限を受けられているように思えるので、住まわれている方には何が起きるのか、その辺のイメージがわからない

ので、教えていただきたい。

事務局

藤沢市の総合都市計画は昭和 32 年に策定しまして、その策定の仕方は、ある意味、藤沢市全体の区画整理を前提に、道路や公園がどうあったらいいかという中で、道路や公園の計画が残ってしまっているところについては、都市計画法の第 53 条による建築制限で、道路や緑地、公園の区域内では木造、鉄骨造でかつ 3 階までという条件がついているのですが、長期未着手の公園や緑地について具体的に協議をしていく。これから廃止ということになると、1 軒、1 軒説明していくことになると思います。

高見沢会長

今の 9 番というのは意見ですが、その意見の中で建築制限をさらに強化したというのはどういうことか、ということだったと思うが、今の答えでいいですか。

吉田委員

最初にかけられる方というのは、恐らくそういったいろいろな条件がついている場所とか土地とか建築条件があるのは知っていると思うけれども、だんだん中古になって転売されていくと、そういった説明は性善説に立てばするのでしょうかけれども、性悪説に立つとそんなことはどこかへ飛んでしまっていくような気がして、だんだんと自分が住んでいるところがそういう場所だということが知らなくなっていくのが現実なのではないかと思ったので、それがこういうものから見直しをかけたときに、住まわれている方はどういうことになってしまうのかなという素朴な疑問から申し上げたわけです。

事務局

53 条の許可を取らないと建築確認が下りませんが、中古の話になりますと、売買の重要事項の中で記録に残していれば別ですけども、例えば聞いたとしても長い年月がたつと忘れてしまったという方がいるかもしれない。そういうことはあるだろうと我々も想定はしております。

飯塚委員

パブリックコメントの取り方について、実際に近隣の公園に行ってみると、公園を使っている人は、子どもたちと赤ちゃんを乳母車に乗せてきている人とか、年配の人が多く。パブリックコメントには 3 人が意見を述べているけれども、もう少し実際に使われている人の要望みたいなものが出てくるのかなと思っていた。例えばいつも使っているので存続してほしいとか、そういう細かい意見が出てきてほしいけれども、現実には即したような考えが出ていないのは、実際に使われている人たちにパブリックコメントを募集しているというのが伝わりにくいのか、伝わる方法をその場でわかるような、使っている人たちに直接伝わるような方法が考えられないのか。このパブリックコメントを取った結果、3 人の方が述べられているけれども、都市計画課としてはこれだけ出れば十分とお考えなのか、もっと違う意見が出てきてほしいというような考えでいるのか、お聞かせ

願いたい。

事務局

都市計画課としてはもっとたくさんご意見を出していただければありがたいし、多様なご意見をいただきたいところですが、現在ある公園の中で使われている公園がどうかというご意見だったけれども、今回、見直しに関するというのは、あくまで整備されていない、図面上で公園の予定区域であるというものがありまして、それをいつまでたってもでき上がらないのなら、位置を変えるとか縮小するとかやめてしまうということを考えているという話なんです。既にでき上がっている公園については、それを廃止するという事は一切ありません。今、でき上がった公園に対してのご意見を聞くということであれば、都市計画課でなく公園の事業課の方が、使い勝手に実際に使っている方々にヒヤリングをしたり、アンケートを取ったりという方法でやった方がはるかに現実的にいいと思うけれども、今回、やっているのはそういうことではなくて、図面上の予定として昭和 32 年に決定されたままで、現実的には全然でき上がってなくて、その中にはいっぱい家が建ってしまっていて、もう住んでいるけれども、ここは公園になる場所であるということを知らない人も中にはいるかもしれない。そういうところを今後どういうふうにしていくかということなので、その中でどういうご意見をいただけるか、ある意味、そういうことに対してのご意見ということでは一般の方はご意見がしにくい部分があるのかなと思うのですが、私どもとしてはもっとたくさんご意見をいただきたいので、現実的にどこを廃止するとか、縮小するとかということになりましたら、その地域の方々に、あそこは公園予定地になっているということをご存じの方も当然いますので、いつできるか、楽しみにしていたのにやめてしまったのかというようなご意見は多分出てくると思うので、そういう意味を含めて町内会・自治会に対して、もしやめるとか縮小してしまうという場合は細かく説明して、そこでまた違うご意見をたくさんいただきながら進めていこうと思っております。

飯塚委員

資料 1-3 の図面の赤枠の「見直し対象の都市計画公園・緑地」は、今回の対象になっていると考えてよろしいのか。

事務局

この図面の見方ですが、赤枠は全部見直し対象で、青枠は見直し対象外です。見直し対象外の中で、例外もありますが、ほとんどこの形で公園ができ上がっておりますので、そういう意味で対象外となっております。赤い枠は基本的にほとんどでき上がっていないけれども、中には一部分でき上がっているという公園があります。例えば長久保公園は、引地川のサステイナブルスマートタウンの南側にありまして、長久保都市利用植物園があります。これはほとんどでき上がっているけれども、北西の一番北側の

ちょっと出っ張っているところなどができ上がっていないのですが、全域を赤色で着色している、そういった形で見させていただいて、青色についてはできているので対象外で、赤色のところができていないけれども、位置づけとしていつかはできるだろうと思っていたのに、この計画で見直して廃止してしまうということは、今後、そこにはつくりませんと決定することなので、それに対して皆さんのご意見をいただきたいということでございます。

飯塚委員           それから 22 番の北浜見山公園は、今回の「見直し対象都市計画公園・緑地」の中の対象となっていると思うが、近隣の人が結構使われているけれども、そういう人たちに意見がきちんと伝わってほしいと考えています。

事務局           本編 37 ページの図面中の 22 番、北浜見山公園は、長久保公園の左下、辻堂市民センターの少し南側にあるのですが、北浜見山公園は一部整備しておりますが、今後、もし未着手区域を廃止するというのであれば、当然、地元の方たちのご意見を聞きながら進めていくことになると思います。

一方、このまま存続という場合は、廃止する場合よりは周辺へのご説明は若干少なくなる可能性はありますけれども、この区域内に入っている権利者に対して十分なお説明をしなければいけませんし、そのときにはいつごろできるという話もしていかなければいけないと思いますが、いずれにしても地元へのご説明はやっていきたいと考えております。

飯塚委員           パブリックコメントを取っていく段階で住んでいる方たちの意見がもうちょっと出てきてほしいのと、もう少し違う方法を加えていってもいいのではないかと、違う方法も入れると皆さんの意見が出てくるのではないかとという意見です。

高見沢会長           具体的なパブリックコメントの方法について説明が足りなかったと思うけれども、資料 1-1 の (3) 意見等の提出方法は、郵送とかファクシミリ、持参とあるが、どういう情報がどういうふうに提供されて、実際に 3 通というのはどのような状況で 3 通なのか、政策を決める段階でパブリックコメントをするときに、他のやり方と比べて今回の方法が同じレベルだったのか、やや欠けたのかという質問だとすると、どんな答えになりますか。

事務局           この後の報告事項でも同じようにパブリックコメントをやっている事例が出てまいります、同じような方法ですが、例えば個別案件だと、かなり限定された対象の方がいるわけですがけれども、市域全体に対しては基本的な政策を取りまとめたものといいますと、市民全員が対象で、なおかつ市民でなくてもそこで働いている方、学んでいる方々も対象になりますと、対象が広がりますので、説明会という形でやるのもなかなかできな

い。市内1回とか2回という形でやる場合もありますが、インターネットで資料を提示して説明する、あるいはインターネットを使えない方もいらっしゃると思いますので、市民センターに資料を置いてありますので、それをご覧いただいて、意見を言っていただく。期間については市民自治部が定めるやり方に従って1ヵ月間という形を取っておりますので、これはどこも同じような方法を取っております。その結果について、どういうふうになっていくのか、なかなか関心を持っていただけないという部分については、何か新しい方法がありましたら、ぜひご意見をいただきたいと思います。

木下委員

44ページの③の廃止のところの書き方について、「相続の発生などにより将来適地が生じた段階で」というところですが、考え方としてわからないでもないが、実際問題としては非常に難しい話ではないか。相続の発生が出てくる場所の大きさと公園の大きさは相当異なるケースが多いと思うから、こういうケースだけでなく、他の状況も踏まえて廃止すべきではないとしても、やむを得ず他のもので代替するというようなケースについては、もう少し書き込みがあるか、もう少し一般化するか、そういうふうにしておいた方がいいと思います。

事務局

確かに限定的で読み方が難しいかもしれませんが、想定しているのは、この区域内に公園が全然整備されていない状況があって、1ヵ所だけ都市計画公園が位置づけされているのに何もできていない。その公園の中には家がべったり建ってしまっていて、その用地を買って建物を補償し、整備するのは非常に無理がある状況である。ところが周りには生産緑地がいっぱいある場合、あるいは借地をして緑の広場として整備されている部分もあると、そういう代替的なことが望めそうなものが数多く周りにある場合に、こういう限定的な書いているわけですが、とはいえ、今の段階でどの生産緑地に振り替えて都市計画変更するところまでは、なかなかすぐにはできないけれども、今後、生産緑地がたくさんあるのであれば、相続等が発生したときに、そういったチャンスをとらえて地主さんと交渉してやっていきたいというかなり限定的な話なので、確かに一般化した表現にした方がいいかと思います。その辺はもう少し表現を考えていきたいと思います。

高見沢会長

前半の「場合には」の場合が、特定のだという感覚ですか。

木下委員

今、生産緑地の話を伺って、なるほどと思ったけれども、読み方としてそれだけに限らないケースもあり得ると。元の敷地が100平米、200平米の敷地というふうにも取れるので、言い方として「代替的措置」とか、生産緑地も入る、個別の小さい敷地も可能性としてあり得るような形での一般的な表現の方がまだわかりやすいのではないかと。生産緑地等と書き込め

ればいいけれども、そこまでは書き込めないでしょうから、もう少しわかりやすい表現にする。どちらかというとなら後段の方ですが、ご検討いただければと思います。

事務局 きょうは諮問をして、答申をいただく形になりますので、このままでよろしければ、そのままということになりますし、変えるということであれば、表現を含めて変えさせていただければと思います。

宮戸委員 木下委員の意見もあるので、その部分の文章は、報告事項をやっている間に検討していただいてもいいのではないかと。

事務局 それでは、先へ進めていただいて、その間、時間内に考えさせていただきます。

高見沢会長 事務局にはそのようにしていただくとして、他にありますか。

西尾委員 45 ページの（8）見直しのフローで、「見直し対象となる区域の選定と機能と必要性の検証」というところは、元は都市計画公園の緑地だと思うけれども、見直し対象区域の中に河川敷と景勝地的なものがある。そういうところは解除してしまわないで、公園緑地から違う方へ使えるようにするというときは別の課で検討されるのですか。引地川と境川と全部外れたら、洪水のときには大変ではないか。

事務局 境川、引地川は見直し対象となっていますが、引地川緑地は結構できているけれども、境川緑地というのは川沿いに遊歩道的な整備をしていくような計画がされているのですが、実態としては河川の管理上の通路はあるけれども、それもほんの一部しかできていない状況で、これについては見直し対象になっている。これを計画のままやりますと、お金と時間もかかって、現実的な路線というところを考えていかなければいけないと思っております。実際には持っている河川管理用の敷地といったところに休憩する場所などを考えながら、今の計画よりも若干縮小していく形でないと、現実的には整備できないという実態もありますので、それは個別の話として、今後、審議会にもお諮りする形になると思いますが、川そのものがなくなってしまうということはありませんし、あくまで緑道、遊歩道をつくる前に、河川というのは治水が一番の目的ですし、洪水等の発生を防ぐのが一番の目的ですので、河川の機能はもちろん残したまま、その外側にどれだけの整備ができるか、斜面も元々緑地として指定していたところもありまして、現実的にはそういうところに家が建ってしまっている、そういうところは緑地として保全する意味がなくなってしまう部分もありますので、逆に斜面緑地でなくなってしまうところを外していく可能性はあるけれども、樹林として残っている部分を外すという方向は考えておりません。

高見沢会長           今回は、大きな方向性を決めるだけなので、実際の場面でいろいろご意見をいただきながら決めていくということです。

吉田委員           48 ページのスケジュールについて、28 年度は見直し作業、29 年度は見直し方針を策定するという中で、個別の具体的な話は平成 30 年度以降になってきて、それについては近隣の関係者という意味の自治会・町内会への話も 30 年以降になってくるということですか。

事務局           具体的にどの公園を廃止するとか全部なくしてしまうというような話については、平成 29 年度以降 30 年度ぐらいの話になってきますので、その前段の考え方に対する説明は個別に自治会単位で考えております。

高見沢会長           他にありませんか。

                  ないようですので、意見は出尽くしたということによろしいですね。先ほどの点についての案はできましたか。まだのようですので、保留にして、先に進みたいと思います。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

高見沢会長           報告事項 1   いずみ野線 A 駅周辺まちづくり基本計画（案）について、事務局の説明をお願いします。

事務局           それでは、「いずみ野線 A 駅周辺まちづくり基本計画（案）」につきまして、ご説明いたします。事前にお配りしております本計画の冊子を用いてご説明いたします。

                  A 駅のまちづくりについては、平成 26 年 5 月に行いました第 146 回都市計画審議会において、いずみ野線延伸に向けた取組としてご報告をさせていただきました。その後、本計画をとりまとめたことから、ご報告をさせていただくものでございます。まず、いずみ野線延伸計画及び A 駅の位置についてご説明いたします。

                  資料 2-1 をご覧ください。いずみ野線延伸計画は、現在、横浜駅から湘南台駅までを結んでいるいずみ野線を、平塚市の大神地区と寒川町倉見地区を併せたツインシティまで延伸をする計画であり、鉄道の延伸については、神奈川県を主体とし、まちづくりについては、藤沢市が主体となって進めているものでございます。現在イトーヨーカドーの付近に A 駅を、慶応義塾大学湘南藤沢キャンパスの付近に B 駅を計画しているものでございます。

                  資料 2-2 をご覧ください。本計画の表紙をめくっていただき、目次をご覧ください。

                  本計画の構成についてご説明いたします。本計画の構成は 4



つで構成されております。まず、1つ目でございますが、「1. はずみ野線A駅周辺まちづくり基本計画策定の背景と位置づけ」でございます。こちらは、本計画の策定の目的や位置づけ、計画の対象区域を示しております。2つ目は、「2. A駅周辺地区の現況と課題」でございます。

3つ目は、「3. まちづくり計画」でございます。こちらは、まちの将来像やめざす姿を示しております。4つ目は、「4. まちづくりの実現に向けて」でございます。こちらは、今後のまちづくりの実現に向けた取組について示しております。

次に、1ページをご覧ください。「1-1 まちづくり基本計画策定の目的」でございますが、はずみ野線A駅は、2012年（平成24年）3月にとりまとめた「はずみ野線延伸の実現に向けた検討会とりまとめ」において設置される新駅の一つと位置づけられました。そこで、このA駅の周辺における将来のまちづくりについて、地元を主体とした「はずみ野線A駅周辺まちづくり計画検討委員会」により、「はずみ野線A駅周辺まちづくり計画」として、2014年（平成26年）5月に同委員会から市長へ提言がされました。この提言を受けて、藤沢市では、その内容を取り入れ、行政計画として「はずみ野線A駅周辺まちづくり基本計画」の策定に向けて進めており、案としてまとまったことから報告するものでございます。

次に、2ページをご覧ください。「1-3 計画の対象区域」でございます。対象区域はおおむね10分間での徒歩圏内とし、A駅を中心とする概ね半径800mの範囲を主な対象としております。

次に、3ページから始まります「2 A駅周辺地区の現況と課題」についての説明は、時間の関係上、省略させていただきます。

次に、18ページをご覧ください。「2-2 A駅周辺地区のまちづくりにおける課題」について、ご説明いたします。本地区の課題を、現段階で対応すべき課題と、A駅が設置されるときに課題に分けて記載しております。現況の課題としては、秋葉台公園の価値の向上や自転車や歩行者の安全性の確保などがあり、A駅が設置されるときに課題としては、駅前としてのイメージづくりや駅関連交通を円滑にかつ適切に処理する機能の検討などがございます。

次に、22ページをご覧ください。「3-1 まちの将来像」でございますが、「秋葉台公園をまちの中心とした、にぎわいと落ち着きを兼ね備えた安全なまち」としております。

次に、23ページをご覧ください。「3-2 まちのめざす姿」ござい

ます。先ほどのまちの将来像を実現するために、まちのめざす姿について記載しております。まちのめざす姿について、個性・魅力をはじめ5つのテーマにまとめ、整理をしております。

次に、25 ページをご覧ください。「3-3 まちづくりの基本方針」でありますが、先ほどの「まちのめざす姿」を踏まえまちづくりをどのように考えていくのか、その基本的な考え方をまとめたものでございまして、「地域資源の活用や魅力の創出による駅設置の波及効果を高めるまちづくり」などとしております。

次に、27 ページをご覧ください。こちらは、「まちづくりの基本的な考え方」を踏まえ、まちづくり構想図として整理したものでございます。図のほぼ中心、秋葉台公園の北東側の水色の線で示した楕円の位置にA駅を想定しており、A駅を中心にオレンジ色で示したゾーンにつきましては、「駅周辺の賑わいゾーン」として、賑わいや交流の核の形成をめざすとしております。この駅周辺の「賑わいゾーン」を中心として取り囲むそれぞれのゾーンにつきましては、地区が持つ特徴や個性を大切にしながら、「まちづくりの基本的な考え方」に沿って、土地利用の展開を図るとしております。

次に、28 ページをご覧ください。「3-4 まちづくりの具体的な取組」についてご説明いたします。「まちのめざす姿1 地域の特色を活かした多くの人を訪れる個性豊かで魅力のあるまち」を実現するため、「① 地区の玄関口である駅前づくり」や「② 魅力を高める秋葉台公園等の整備・活用」、「③ 地域と連携する工業機能の維持・充実」があり、具体的な取組として、②にある秋葉台公園について、憩いや遊びなど多様な楽しみ方ができる公園づくりなどとしております。

次に、32 ページをご覧ください。「まちのめざす姿2 若者が多く住み、高齢者にとっても便利で賑わいや活気のあるまち」を実現するため、「① 魅力ある商業施設・賑わいの誘導」や「② 都市サービス・生活サポート施設の拡充」があり、具体的な取組として、①にあるマンションの低層階への商業施設の配置などとしております。

次に、35 ページをご覧ください。「まちのめざす姿3 ゆとりがあり落ち着いた駅前を中心に、緑あふれる良好な環境を備えた住みよいまち」を実現するため、「① 街路や駅前広場への緑の創出」や「② 地域環境の保全」があり、具体的な取組として、①にある駅前に魅力的な交流空間の場の創出などとしております。

次に、39 ページをご覧ください。「まちのめざす姿4 多様な交通手段で駅にアクセスできる交通利便性の高いまち」を実現するため、「① 適

切な駅出入口の設置」や「② 駅関連交通の円滑な処理」、「③ 自転車利用環境の改善」があり、具体的な取り組みとして②にある駅に集まる多様な交通を円滑に処理できる機能の整備などとしております。

次に、45 ページをご覧ください。「まちのめざす姿5 将来にわたって、誰もが安全・安心に生活し交流できるまち」を実現するため、「① 道路交通の安全確保」や「② 防犯・防災の強化」、「③ 地区内の交通管理の取組」があり、具体的な取り組みとして①にある地区内の生活道路に入り込む通過交通の抑制などとしております。

次に、48 ページをご覧ください。「4 まちづくりの実現に向けて」についてご説明いたします。まず、「4-1 今後のまちづくりの実現のために」についてご説明いたします。今後のまちづくりの実現のための取組につきましては、3つに分けており、「(1) いずみ野線延伸の実現に向けた取組の推進」、「(2) 沿線まちづくりの取組」及び「(3) まちづくりを支援する仕組みと体制づくり」としております。1つ目の「(1) いずみ野線延伸の実現に向けた取組の推進」についてでございます。いずみ野線延伸は、本市の北部地域の発展を促す重要な役割を担っており、その実現に向けた取組を進めてまいります。A駅の位置や鉄道線形、構造等の詳細については、いずみ野線延伸計画の検討を深める中で具体的に定まっていますが、地下駅を想定しているA駅への出入口の位置については、既存の商業施設などとの位置関係も踏まえ、地域住民の利便性や周辺施設等へのアクセス性などまちづくりの観点から検討してまいります。

次に「(2) 沿線まちづくりの取組」についてご説明いたします。「① いずみ野線延伸地域全体で連携したまちづくりの推進」についてでございます。A駅周辺のまちづくりは、いずみ野線延伸地域全体で連携をする必要があるため、湘南台駅西口を中心とした駅周辺やB駅周辺のまちづくり計画と調整、連携を図りながら取り組んでまいります。

次に「② 現状で抱えている課題の解決に向けた取組」についてでございます。現状におけるA駅周辺の課題として、交通安全対策があげられます。これらを解決するためには、地区内の通過交通を抑制するための一方通行等の規制やスピードを出しにくい道路構造への改良などは、地域住民が主体的に考え、行動していくことが必要となるため、地域住民の主体性のもと、行政・道路管理者等が連携しながら進めます。また、台風や集中豪雨によって、一色川の溢水が発生しており、その解決が必要となります。そのため、一色川沿いの雨水対策については、治水安全度の向上に努めてまいります。

次に「③ A駅設置に伴う周辺環境の変化を想定した取組の推進」につ

いてでございます。A駅の設置により、周辺環境が大きく変化することが想定されるため、A駅設置に伴う変化を想定しつつ、設置後も良好な地域環境が継続されるよう地域住民と連携して進めます。

次に、49ページをご覧ください。「④ 駅関連施設の検討と整備の推進」についてでございます。駅関連施設については、地域住民だけでなく工場や事業所の従業員等多くの方が利用することとなるため、日常的にこの地区を訪れる人々の視点に立って検討を進め、計画内容を深めてまいります。

また、駅前広場など用地の確保が必要な施設については、計画内容の精度を高めるとともに、地権者との協議を進め、用地の確保について検討を進めてまいります。

次に「⑤ 新しい地域コミュニティ育成に向けた検討」についてでございます。A駅周辺地区のまちづくりにとって、これまでの地域コミュニティに加え、新しい地域コミュニティを形成していくことが重要となります。

地域コミュニティは、地域住民や商工業などを主体としたまちづくりを進めるための母体となるため、地域住民と連携してまちづくりを検討する中で、新しい地域コミュニティのあり方や内容等についても検討を進めます。

次に「(3) まちづくりを支援する仕組みと体制づくり」についてご説明いたします。「① まちづくりを支援する仕組みづくり」はA駅周辺地区のまちづくりにあたり、地域住民が主体となり、地区の課題を解決する取組が進むことが必要となるため、地域住民が主体となるまちづくりについて検討を進めてまいります。

次に、「② まちづくりを推進する体制づくり」についてご説明いたします。先ほどの仕組みづくりについては、新しい地域コミュニティの形成も含めて、まちづくりを推進するための体制づくりが必要となるため、立ち上げ支援なども含めて行政の支援のあり方を検討してまいります。また、この体制は長期的視点でA駅周辺のまちづくりを推進する母体ともなることから、住民に加えて事業所や大学、鉄道事業者などの参画についても検討してまいります。

次に、50ページをご覧ください。最後に、「4-2 まちづくりの段階的な取組」についてご説明いたします。A駅周辺のまちづくりは、健康と文化の森地区のまちづくりや鉄道延伸に向けた取組も見据え、段階的に展開し、「準備段階」、「整備段階」及び「成熟段階」の3つの段階で取り組んでまいります。「準備段階」とは、いずみ野線延伸やA駅の具体的な位置が決定するまでの段階とし、現状での課題としてある通学路の安全確保などの解決や、将来を見据えた取組を進めてまいります。鉄道の整備の想

定として、A駅の位置や鉄道線形の決定の段階となります。次に、「整備段階」とは、A駅の設置に向けた各種の手続きや工事が始まり、開業するまでの段階とし、A駅設置に伴うまちづくりを推進してまいります。鉄道の整備の想定として工事着手し、湘南台駅からB駅の延伸開業となります。次に、「成熟段階」とは、A駅が開業し、まちが発展・成熟を迎える段階となり、まちが持続的に発展・成熟するための地域管理の仕組みの構築する段階となります。まちの維持管理や交通管理について取り組み、B駅から先への延伸についても検討をする段階となります。

最後に、本計画の策定にあたり、これまでの経過と今後についてご説明いたします。資料2-3をご覧ください。平成27年9月15日から10月14日まで、パブリックコメントを行いました。2名の方から3件のご意見がございました。ご意見の内容は、A駅周辺のまちづくりにあたり財政面で検討が必要であることや、「藤沢市エネルギーの地産地消推進計画」と連携をとり推進してほしいなどの意見がございました。市としては、今後のまちづくりを進めていく中で検討をしていくものと考えており、本計画の中では反映しておりません。パブリックコメントに関するご説明は以上でございます。

また、10月には、市長へ提言をされた「いずみ野線A駅周辺まちづくり計画検討委員会」へご報告をするとともに、意見交換を行いました。今後につきましては、本審議会終了後、3月の市議会・建設経済常任委員会に報告をし、今年度中に策定をしてまいりたいと考えております。

以上で、いずみ野線A駅周辺まちづくり基本計画（案）の説明を終わらせていただきます。

高見沢会長            ただいまの説明に対してご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

小泉委員            A駅に駅前広場を設置する場合としない場合では、駅周辺のまちづくりが大きく違ってくると思うが、駅前広場ができなかった場合、39ページにあるような駅への出入口がa b cと3ヵ所できて、それと新たなバスレーンを設置したり、駐輪場を整備するというイメージでよろしいのか。駅前広場が2案出ていますが、A駅周辺にできれば一番いいのでしょうか。今既にいろいろできておりますので、実際問題として用地買収等を行うにはかなり難しいのではないかと。秋葉台公園配置案だと、恐らく駅から500メートルぐらい離れると思うので、駅前広場として考えると、今の段階で駅前広場は設置できないような気がするの1点と、現況において工事着手の時期はいつごろを考えているのか、お聞かせください。

事務局            駅前広場のご質問ですけれども、この中で想定しているのは、現にある

大規模ショッピングセンターの駐車場等を活用した中で、そこに駅広をつくることを想定しております。もう1つは秋葉台公園の計画予定区域の中に、公園と立体構造にするような感じで整備することができないかということも想定しているわけですが、秋葉台公園の方についてはお話があったように、駅から遠くなってしまふことと、4車線道路同士の交差点のところに近い位置になってしまうので、実際にバスの出入りが非常に難しくなってしまうと、現実的にはその交差点から入ってこられないので、少し離れるところから入るとなると、よけい不便になってしまうということで、現実的には非常に難しいだろうと感じております。一番駅に近くにあるところで、現状のショッピングセンターの駐車場を使うか、あるいは新たにどこか用地を取得した上で整備をするかということになります。もちろん権利者がいらっしゃいますので、今、何とも言える話ではないけれども、できれば、いろいろなことを踏まえると駅前広場はあった方が好ましいと考えておりますので、そういった方向で進めていきたいと考えております。ただ、うまくそういった土地が得られない場合には、通常のバス停より少し長い形でバスが停まれて、後ろの方には一般車も乗り降りができるというところをつくるか、そういった想定はしておりますけれども、できればそれはやりたくないと考えております。

それから工事の時期については、鉄道に関連した形での出入り口とか駅前広場ということに関しては、予定は立っておりません。その前に現状の道路を北側に拡幅するとか、それは北部区画整理と両方で拡幅工事が始まると考えております。

木下委員

今の駅広は絶対つくるという覚悟で取り組んだ方がいいと思います。安易な形でつくってしまうと、幹線道路すらまともに使えなくなるので、これは何が何でも駅広はちゃんとつくっていく。規模についてはいろいろ考え方はあるでしょうけれども、最低限の駅広は必要だろうと思います。

もう1つは49ページに、「住民の方々が中心になってまちづくりをします」というような書き方をしているが、意味がよく取れない。実際にこれはプロジェクトに持ち込まなければできない話です。少なくともここは全体の賑わいをつくり出すエリアとしているので、そうであるならば、住民の方々だけでなく、プロジェクトというか、言い方を変えればデベロップメントという感じの考え方を取っていないとまちづくりの推進というのは、実際、無理ではないか。いろいろ住民の方々との関係があつて、こういうふうになったかもしれないが、その形についてもご検討いただいた方がいいと思います。

事務局

主役が住民の方々ということであり、行政が何もしないということと言

っているわけではありません。また、中心は住民ですが、そこにいきなり行政が入っていてもなかなかという部分もあるので、まちづくりの団体とかNPOとかと連携して、行政がバックアップしていくというようなことを考えております。B駅は新しく市街化区域に編入して区画整理を実施していくということですから、その開発という中で新しくそこに住まわれる方とか、元々の地主さんなどと共同組織みたいなものはつくりやすいかなと思うが、A駅はもう既に土地利用がされていて、しかも六会と湘南台と御所見と地区が分断されている場所なので、既存の組織の中ではなかなか難しく、そこをまた行政がこの地区はこういうふうにとまらましようというのは、無理な感があるため、なるべく同じ駅を使う人々が1つの共同体みたいな形でまとまることができれば一番いいなという思いでこのような表現になっております。この表現ではなかなか読み取れないかもしれませんが、趣旨としてはそのような形でございます。

木下委員

ちゃんとしたものをつくっていくためには行政の方がそれなりの役割を果たさないと、かえって土地利用の面とか将来の地域のあり方という面でも禍根を残す可能性が高いと思うので、やるべきことはやるという姿勢が必要だろうと思う。住民の方だけでできるといってもなかなか難しいという趣旨です。

田中委員

同じ意見ですが、もう少し厳しくとらえたいなと思っているのは、北部のこの場所には体育館もあるし、公園もあるし、いろいろ中心になっているが、ここへ公共交通ができるわけです。そうすると、用地買収ができないから出入り口をつくれればいいという安易な考え方でなく、鉄道の駅は、大きい、小さいは別にしてもその地域の顔になるから、何としてもそこに駅をつくる、小さくてもいいから顔としてつくっていくという気構えで進めていかないと駄目だと思うんです。特に賑わいとかいろいろ書いてあるけれども、そういうふうな中心ができて初めて周りの人が、民間も開発とかいろいろなことをして賑わいが出てくる。単なる地下道みたいなものをつくって、しかもこれを見ると4カ所です。これだけのものをつくって、エレベーターやエスカレーターをみんなつけるわけだけでも、こんなに必要なのか。むしろ顔としてきちんと進めていかないと、この辺は地元の検討委員会の意見を尊重しなければいけないので、何とも言えないが、木下委員がおっしゃるとおり、将来に禍根を残すのではないかと。安易にただつくればいいんだ、実現できないから、これは買収が厳しいからやめた方がいいとか、これならできるから簡単なことを考えてやったら、かえって何のために駅をつくったのかということになると思うから、よくその点は認識していただくことを強く要望しておきます。

事務局

確かに地下駅の場合、どこが出口でどこに駅があるのか全くわからないというところもありますので、そういった意味でも駅前広場は、規模が小さくてもきっちりとあることで、ここに駅があるということが認識されて、それがもちろん顔になっているというのはおっしゃるとおりですので、私どもも基本的には駅前広場をつくっていきたいと考えております。ただ、この中で表現が問題になっているのは、1つは商業施設を使えないかということ、そこの了解を得ているわけではないので、余り大々的に書くわけにいかないという部分と、北側の部分についても一部、用地買収をしてでもそこに駅をつくるべきではないかと考えているのですが、その部分は区画整理事業地内のため、区画整理事業への影響が大きく、また、換地計画が変わるのではないかというような話になって、困った話になりますので、現状ではそういうことも踏まえてはっきりとした位置関係は明示できませんが、駅前広場は必要であると考えておりますので、ご理解いただければと思います。

齋藤委員

パブリックコメントを1ヵ月間して、意見が2人というのが現実なんです。これには藤沢市も苦い経験をしていまして、ライフタウンに5万人あるいは6万人のまちづくりをして、辻堂駅から鉄道を引こう、あるいはモノレールを引こうとかなり具体的な計画がされたわけです。しかし、最終的にはモノレールも何もできなかった、これが現実なんです。先ほど来、駅前とか若い人が大勢住むようなまちづくりを検討されているけれども、具体的には平成28年に計画では一部を市街化区域にしようと、現実的に計画はそれが1つしかない。鉄道会社はというと、今のところ未知数ということなんです。藤沢市としても素晴らしいまちづくりをしようということは、立派なものだが、現実的に考えると、本当にできるのか危惧するわけです。ですから、こういう報告書をつくる前に鉄道が来るわけだから、鉄道会社の意見あるいは鉄道会社はどういうふうを考えているのか、具体的なものをやっつけていかないと、藤沢市が一生懸命理想的なまちづくりをするといっても何にもならない。よく言われるのは東急の沿線に住宅街ができたけれども、東急電鉄は先に鉄道を引いて、その間にまちづくりをやっつけていく、これが1つのまちづくりの大きな原点になってきたわけです。藤沢市は一生懸命、北の方に若者が住めるようなまちをつくるというけれども、鉄道会社がどこまで乗ってくるのかということをもう一度検討していただいて、絵に描いた餅にならないよう、ある程度具体的なものをつくっていかないと、これで終わってしまうのかなという感じがするので、その辺は審議会の中でももう少し具体的なものを求めるような形にしたい。



高見沢会長 現実には厳しい捉え方ですけれども、根本的な部分ですので、事務局、何かありますか。

事務局 今、何年に対応ということが言える段階ではないのはおっしゃるとおりですけれども、神奈川県と藤沢市で関係機関等へいろいろお願いしている中で、このいずみ野線の延伸について早く進めていこうということで、県と藤沢市と相模鉄道と慶應大学の4者で検討する協議会を組織して、定期的に意見交換あるいは状況説明を進めております。また、先日は、県知事も国土交通省に行かれて、神奈川県南の鉄道の延伸についてぜひお願いしたいということで、県としても動いているという事実があります。鉄道事業は大きな事業なので、すぐに具体的な動きは見えないですが、私どもも県と一緒に一生懸命進めておりますので、東急のお話もありましたけれども、相鉄もこの事業については当然4者の協議会に入っていますので、共同歩調で進めていくという考え方、もちろんお金の問題は別の話としてあると思いますけれども、基本的なスタンスは変わっておりませんので、市としても他の機関と一緒に協議しながら進めておりますので、今の段階ではどうしてもこのような表現になってしまって、具体性に欠けるというご指摘はあると思いますが、ご理解をいただきたいと思います。

横田委員 私は藤沢市がやったシークロスというまちづくりに魅力を感じて横浜市から移ってきたのですが、まちとしても素晴らしいのですが、テラスモールを中心とした交通渋滞が、土曜、日曜は住民としては自家用車が出ていけない状態です。年末年始はさらにひどい。聞くところによると、当初の判断より上回る人たちがテラスモールに来ていて、それが原因だとか。さらに伊豆とか箱根に行かれた方たちが帰りに寄ったりというのが想定外だったというような話も聞いているのですが、今度は商業都市なのか商業ゾーンというのは知らないが、住民が困らないように慎重にお願いしたいという意見です。

もう1つ、は非常に気になるのが湘南台です。開発当時の湘南台は大変魅力的で、たまに行くとき素晴らしいまちと感じたのですが、最近、湘南台はぱっとしないというか、このまちはいったいどういう方向に向かっているのかという感じがしてならないのですが、その1駅先にA駅ができるということなので、湘南台との連携という言葉もあるので、ぜひA駅はもちろん湘南台も賑わうような、それも同じ感じのまちでなく、それぞれ魅力のあるまちづくりをお願いします。

事務局 ここに新しく駅ができる中で、辻堂のテラスモールのような大きなものを誘致してこようということを考えているわけではありません。むしろ道路沿い周辺の方々の利便性が上がるようなものを、景観的なことも含めて

うまく配置していければというレベルで考えておりますので、そういう意味での渋滞はないと考えております。ただ、交通の要衝になってまいりますので、バスの運行等も含めて十分考えていかなければいけないと思っております。

それから湘南台についてはご指摘のとおりで、今現在、バスが慶應大学等を往復しているわけですが、いずれみ野線が延伸しますと、大学生はバスでなく鉄道で大学へ来るという形になりますので、そうすると湘南台駅に降りる学生が少なくなってしまうということもあります。これからのまちづくりとして利益、不利益といったことも含めて考えていますけれども、今後、湘南台についても今と状況が変わってまいりますので、十分検討して、実際に商業とか工場、住宅地としての湘南台のあり方を違う形で政策を推進していくことが必要だろうと思っております。

高見沢会長

私も A 駅について市長に提言するための計画づくりに携わったわけですが、そのときに感じたのは、先ほど施設ができて車が混んでしまって迷惑だという話がありましたが、その件については地元の方も通過交通も含めて相当心配しておりました。そういう意味でこの計画書の中には駅ができてからではなくて、通過交通の心配については、交通マネジメントについて地域が主体となってやりましょうというようなことを意識してやったということです。それから後半の部分ですけれども、A 駅、B 駅、湘南台をつなげたブランドづくりというか、せつかく大きな大学がありますし、非常に重要な事業になると思いますので、どの駅ではなく、通して新たな北部の軸線ができることは重要だと思いますし、このことはこの次の報告事項 2 の立地適正化計画の運用にも関わってくるかもしれないので、その報告のときにお聞きになっていただければと思います。

新井委員  
事務局

A 駅、B 駅というのは別ですか。

A 駅は市街化区域において、既に土地利用がされていて、住宅地になっていたり、工場ができていたりしているけれども、B 駅の方は市街化調整区域で、ほとんど農家の関係の建築物しかできないのですが、そこに駅ができることを想定した中で、今、市街化区域に編入していこうというまちづくりをしようと、第 1 歩を踏み出したところで、意味は全然違いますが、同時並行で進めているというところですよ。

飯塚委員

A 駅の出入り口ですが、b 出入口と a 出入口は公園のところであって、c 出入口というのは、工業団地との中間にあるけれども、なぜ工業団地の方まで延長しなかったのか。工業団地に行く人の人数を想定していなかったのか。表に出ると結構地上の方が時間帯によっては時間がかかると思うので、もっと延長できなかったんですか。

事務局                   この3カ所ぐらいが候補位置として想定されるということであって、必ず3カ所つくると言っているわけではないですし、この場所に絶対必要ですと言っているわけでもないけれども、3カ所ぐらいは必要だろうということと、Bについても公園に行く場合と、この交差点は4車線同士の交差点になりますので、非常に危険な交差点になるので、地下駅ができて、地下通路ができるなら、ここまで伸ばして交差点のところを渡れるようにした方がより安全だという地元の方々からのご意見がありました。また、利便性を考えると、Cぐらいの位置につくこともあり得るだろうということですが、それをお話のところまで地下通路で引っ張っていく形になりますので、そこまで伸ばす必要があるかどうか。実際に工場に勤めている方々がどの程度鉄道を使われるかは、今後のシミュレーション等を見て、その需要がどの程度予測できるかによって伸ばす必要があれば、費用対効果が合えばそういうこともあると思います。

高見沢会長               他にご意見等ありますか。  
それでは、この件は報告事項ですが、駅前広場を取って、駅の顔となるような計画にすべきであるという大きな議論もありましたので、その意見を十分踏まえて進めていただきたいと思います。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

高見沢会長               次に、報告事項2 藤沢市立地適正化計画（素案）について、事務局の説明をお願いします。

事務局                   それでは、「藤沢市立地適正化計画（素案）について」、ご報告させていただきます。

お手元の資料3-1は「立地適正化計画（素案）」の概要等をまとめたもので、資料3-2は立地適正化計画の全体図、資料3-3は立地適正化計画（素案）の本編でございます。今回の報告につきましては、資料3-1及び資料3-2でご説明させていただきます。

それでは、お手元の資料3-1をご覧ください。まず、「1 計画の役割」でございますが、立地適正化計画につきましては、少子超高齢社会に対応したまちづくりを進めていくための計画であり、2014年8月の都市再生特別措置法の改正により、その計画の策定が定められたものでございます。また、下の囲みにありますとおり、「立地適正化計画のポイント」として、幾つかございますが、主なポイントとしては3点ございます。

1点目は、今後20年間で大幅に人口が減少しない本市には馴染みませんが、人口減少が進む都市においては、人口の増加に合わせ拡大した市街地を、将来的な人口構成を見据え、緩やかな市街地の集約化を図り、一定の人口密度を維持するということがございます。

2点目は、超高齢化の進む都市において、福祉や医療といった都市機能のコンパクト化と公共交通によるネットワーク形成を図るということでございます。

3点目は、都市の集約化は、短期間の強制的な集約ではなく、届出勧告制度による緩やかな誘導を図るという点でございます。そのほかのポイントとしましては4点ほどございます。また、この資料には記載はございませんが、社会資本整備総合交付金における都市再生整備計画事業において、立地適正化計画に適合する事業に交付金の重点配分を行うなど、国として、この取組を進めようとしているものでございます。

次に「2 藤沢市における策定の目的」でございますが、本市では現行の「藤沢市都市マスタープラン」において、「自立するネットワーク都市」を将来都市像に掲げ、コンパクトシティ化を推進してきましたが、国により制度化された「立地適正化計画」では、コンパクトシティの考え方を具体的な「区域」・「施設」として示すこととしております。少子超高齢社会等への対応や今後も安定的な都市運営が求められる中で持続可能なまちづくりを進めていくとともに、藤沢市都市マスタープランで定めた将来都市構造の具現化に向けた取組を推進することを目的に、「藤沢市立地適正化計画」を策定するものでございます。

次に「3 計画の位置付け」でございますが、都市再生特別措置法では、立地適正化計画を都市マスタープランの一部とみなすとされており、後に述べます「藤沢市都市マスタープラン」の改定に合わせ、本計画の一部を都市マスタープランに位置づけてまいります。

次に「4 立地適正化計画に記載する主な事項」でございますが、立地適正化計画では、具体的な区域・施設として必ず設定すべき項目が3つございます。1つ目が、居住を誘導すべき「居住誘導区域」、2つ目が商業や福祉といった都市機能を誘導すべき「都市機能誘導区域」、そして3つ目が都市機能誘導区域ごとに立地を誘導すべき「誘導施設」でございます。

また、そのほかに市が独自で各市の特色に合わせた区域を設定することが可能であり、本市では防災対策先導区域を設定しております。

それでは、順にご説明させていただきます。(1) 居住誘導区域でございますが、人口密度を維持し、生活サービスや地域コミュニティを持続的に確保するとともに、より安全・安心な生活環境を構築することを目的に設定するものでございます。今後20年間で大幅な人口減少は見込まれない本市につきましては、津波浸水想定区域などのハザードエリアを除き、原則、市街化区域を居住誘導区域に設定するものでございます。

次に(2) 都市機能誘導区域でございますが、医療・福祉・商業といっ

た都市の居住者の利便のために必要な都市機能を誘導し、都市の活力を維持していくことを目的に設定するものでございます。設定に当たっては、多極ネットワーク型のコンパクト化を図ることとされており、「藤沢市都市マスタープラン」で位置づけている6都市拠点及び13地区拠点を都市機能誘導区域とするものでございます。

次に（3）誘導施設でございますが、都市機能誘導区域ごとに立地を誘導すべき施設を設定するものでございます。6都市拠点には、各拠点の特性に合わせた誘導施設を設定することとし、例えば、大規模商業施設、大規模病院及び図書館などを設定するものでございます。また、13地区拠点には、各地区の拠点となる市民センター、公民館を基本に誘導施設を設定するものでございます。

次に（4）防災対策先導区域でございますが、この区域は藤沢市が独自に設定する区域でございます。防災対策先導区域には、本市のハザードマップで設定している津波浸水想定区域、洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域を設定するものでございます。ハザードエリアであるため、制度上、居住誘導区域ではありませんが、津波浸水想定区域など多くのエリアに古くから居住の実態があるとともに、都市基盤の整備も進めてきていることから、今の居住環境が維持・向上できるよう、事業者や市民等と連携して、防災・減災対策を重点的に行い、市民の安全・安心な居住環境づくりを行う区域として位置づけております。

次は、立地適正化計画のイメージ図となっております。この内容につきましては、資料3-2の全体図でご説明させていただきます。資料3-2をご覧ください。資料3-2全体図の基になっております図面は、藤沢都市計画総括図でございます。着色されている区域が市街化区域でございまして、白地の区域が市街化調整区域でございます。この図面の上に、緑色の斜線で区域をお示ししております部分が本計画で定めます居住誘導区域となっており、原則、市街化区域のすべてを設定しておりますが、沿岸部の津波浸水想定区域や河川部の洪水浸水想定区域といったハザードエリアについては、青色横線の防災対策先導区域に設定しております。また、赤色の斜線で区域をお示ししております部分が、都市機能誘導区域となっており、都市マスタープランで定める6都市拠点及び13地区拠点について、駅を中心とした商業地域・近隣商業地域を基本に市民センター・公民館周辺を設定するものでございます。また、それぞれの拠点名称の下に、拠点ごとに設定する誘導施設をお示ししております。例えば、右上の⑰長後地区拠点では、市民センター、公民館、大規模病院を誘導施設に設定しております。

資料3-1にお戻りいただき、5ページをご覧ください。「5 立地適正化計画を策定することの効果」でございます。(1) 少子超高齢社会に向けたコンパクトシティ・プラス・ネットワークの都市構造の構築についてでございますが、都市機能誘導区域の設定により、都市マスタープランで位置づけている将来都市構造のイメージがより明確になるとともに、今後の少子超高齢社会に向け、都市機能の誘導や公共交通のより一層の利便性の向上をめざします。

次に(2) 防災意識を高めるまちづくりについてでございますが、今回の制度の一つにある、居住誘導区域外における開発行為等に対する届出制度を有効に活用し、防災対策先導区域での開発行為等を行う事業者や住民等に対し、区域設定の趣旨を周知し、そのエリアのハザード状況や避難対策の状況、避難方法等の周知を行い、災害に対する意識啓発を図るとともに、具体的な減災・防災対策を進めてまいります。

次に(3) 都市再生 整備計画事業への影響についてでございます。立地適正化計画を策定することにより、幾つか条件はございますが、都市機能誘導区域内の事業については、国の社会資本整備総合交付金の補助率が現行の40%から45%にかさ上げされるとともに、事業区分が「一般事業」から「国の施策に合致する事業」に格上げされます。都市再生整備計画事業の枠組みについては、6ページにお示ししております。また、新たに制度構築された、さらに補助率が高く、社会福祉施設等も補助対象となる「都市再構築戦略事業」等の活用についても、今後検討を進め、都市機能の維持・向上を図ってまいります。

「6 藤沢市立地適正化計画(素案)の構成」でございますが、素案の構成としましては、「(1) 計画の役割及び策定の目的」「(2) 現状及び課題」「(3) まちづくりの方針」「(4) 立地適正化計画の基本的な考え方」「(5) 立地適正化計画の策定に伴う建築物等の届出及び誘導施策」「(6) 目標」「(7) 進行管理及び見直し」となっております。

7ページから10ページまでは、資料3-3「藤沢市立地適正化計画(素案)」の骨子でございます。「1 計画の役割及び策定の目的」についてでございますが、この部分は本資料の1ページ目、2ページ目で説明させていただいた内容でございます。なお、表題右側のページ番号につきましては、資料3-3の素案のページ番号と連動しております。

次に、「2 現状及び課題」では、本市の人口推計やハザードマップの状況等をお示ししております。

次に、「3 まちづくりの方針」については、藤沢市人口推計ではピーク人口を2030年とし、高齢化がより一層進んでいくと推計されるとともに、

沿岸部では大規模地震に対する津波被害が想定されるなど、様々な課題に対応したまちづくりが求められております。そのため、「藤沢市立地適正化計画」のまちづくり方針を、「市民の誰もが、住み慣れた地域で、安全・安心に暮らせる、少子超高齢社会に向けた持続可能なまちづくり」とするものでございます。まちづくり方針を実現する都市構造としましては、藤沢市都市マスタープランで定めている「都市拠点」、「地区拠点」、「交通体系」の3つの都市構造の形成を進め、多極ネットワーク型のコンパクトシティの構築をさらに推進します。

「4 立地適正化計画の基本的な考え方」についてでございますが、(1) 立地適正化計画の区域につきましては、藤沢市全域とし、(2) 計画期間につきましては、持続可能な都市となるためには、概ね20年後にどのような都市であるべきかを立地適正化計画では定めるとしておまして、平成29年度からの20年間を計画期間とするものでございます。

次に(3) 立地の適正化に関する基本的な方針でございますが、立地適正化計画策定の本来の趣旨の一つに、人口の増加にあわせ拡大した市街地を、今後の人口動向にあわせ緩やかに集約していくということがございますが、本市においては、今後も大幅な人口減少が見込まれておらず、市街地の集約という観点ではなく、大規模自然災害に対する安全性の向上及び少子超高齢社会に向けた各拠点における都市機能の維持・向上を図ってまいります。

「5 立地適正化計画の策定に伴う建築物等の届出及び誘導施策」でございますが、(1) 届出の必要な建築等の行為につきましては、主な届出対象行為としまして、居住誘導区域外における3戸以上の住宅を建築する開発行為を行う際に本市に届出が必要となるものでございます。(2) 誘導施策でございますが、各区域を形成するための施策として「津波避難に対する取組」「基幹的な公共交通サービスレベルの確保」「藤沢型地域包括ケアシステムの構築に向けた検討」等を進めるものでございます。

次に「6 目標」でございますが、20年後も持続可能な都市となるよう「居住誘導区域内の人口密度の一定の確保」「最寄り駅まで15分圏域の人口割合の増加」の2つを設定します。

次に「7 進行管理及び見直し」でございますが、本計画につきましては、概ね20年後の都市の姿を展望するとともに、近年移り変わりの早い社会経済情勢の変化に対応するため、概ね5年ごとを目安に進行管理を行うとともに、必要に応じて適宜見直しを実施してまいります。

次に「7 他市等の取組状況」でございますが、平成27年度に全国で策定予定となっている自治体につきましては、大阪府の箕面市、熊本市と

なっており、神奈川県内で策定予定の自治体は、中央林間周辺のまちづくりを進める大和市と小田原駅前再開発を進める小田原市が、本市と同様に平成 28 年度の策定予定となっております。

次に「8 都市マスタープランの改定」でございますが、立地適正化計画につきましては、「藤沢市都市マスタープラン」の一部とみなすとされていることから、進行管理に合わせまして、津波に対するまちづくりや立地適正化計画に関する部分を追加する改定作業を、平成 28 年度から実施してまいります。

次に「9 今後のスケジュール」でございますが、本日のご意見を踏まえ、修正した素案について、平成 27 年度末からパブリックコメント、市民説明会を実施するとともに、平成 28 年度の都市計画審議会においてご審議いただいた上で、市議会において最終案の報告をさせていただき予定でございます。その後、事業者等への周知期間を経まして、平成 29 年度から届出制度の運用を開始する予定でございます。

最後に「10 都市マスタープラン改定と立地適正化計画策定のスケジュール（案）」についてでございますが、現在の暫定のスケジュールではありますが、来年度はこのようなスケジュールで進めて行ければと考えておりますので、委員の皆さまにおかれましては、お忙しいところ大変恐縮ではございますが、ご協力のほど、よろしく願いいたします。以上で、「藤沢市立地適正化計画（素案）について」のご報告を終わらせていただきます。

高見沢会長

ただいまの「立地適正化計画」について、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

齋藤委員

昨年、農業関係では「都市農業振興基本法」が制定されました。その中に市街化区域の中の農地の立ち位置として、今までは宅地化すべき農地だったのが、これからはあるべきものというふうなことになってきて、市街化区域の中の農地は都市計画法では言葉としてはないが、これからは藤沢市の市街化区域の中で農業をやっていこうという方がかなりいます。そして資料 3-2 の藤沢市全体の図面を見ても、斜線の部分に約 100 ヘクタールの生産緑地が含まれております。100 ヘクタールというと、よく引き合いになるのが東京ドームで、そのドームの 20 戸分ぐらいが市街化区域の住宅街の中に農地として残っています。その他に生産緑地にならない農地もかなりの面積で含まれています。しかし、今回の立地適正化計画の中には農業に関する市街化区域の中の空間として、これからは残していくべき農地の立ち位置が今のところ何もないけれども、例えば農業振興基本方針法案の中で藤沢市の農地のあり方が進んできたら、やはり残していくべき



ものとして、逆に誘導区域というようなことで考えていただけたらと思っ  
ての意見です。

高見沢会長 今回のこの計画との関わり、あるいは都市マスタープランとの関係で、  
何かコメントがありますか。

事務局 立地適正化計画を進めるのは国土交通省なので、農地の取り扱いになる  
部分は特段表現されておりません。都市計画としては、あえて生産緑地で  
すというような言い方になってしまうので、その辺は書いてないというの  
もあるのですが、現実的には今言われたように、生産緑地以外にも市街化  
区域の農地がたくさんありますし、今後、市街化区域であっても農地とい  
うものが非常に重要であることは、国土交通省サイドとしても過去の考え  
方から大分変わってきているという現状はあると思います。それは防災で  
あったり、公園化であったり、隣に家があるとか、そのところを位置づ  
けていく必要があると思っております。ただ、立地適正化という制度の中  
ではなかなか難しく、生産緑地とか農地の部分を居住用地の部分を全部外  
して、厳密に言えば、そういう考え方はおかしいと思うけれども、現に公  
共施設としてでき上がっているものなどは、ある程度大きいものは外した  
けれども、公園についても小さいものは、細かくなりすぎますので、外し  
てはおりません。農業についても同じような考え方がありますので、そこ  
の農地を積極的に居住用とするという考え方は持っておりません。考え方  
としては都市マスタープランとして今後どういうふうに考えていくかと  
か、立地適正化の書き方の中で、今回、素案としてお出ししているけれど  
も、いろいろなご意見をいただく中で、市の独自施策としてその部分の  
書き方をかぶせるのは構わないという言い方になっていきますので、そうい  
った考え方だけを示していくということも可能かと思いますが、これから  
いろいろな方からご意見をいただく中で、総合的に考えていきたいと思っ  
ております。

吉田委員 届出制度について、面積は関係なく3戸以上の住宅であれば届出の対象  
になるという意味合いでよろしいですか。

事務局 そうです。

吉田委員 その届出の中で「意識の啓発」ということが書かれているけれども、ハ  
ザードマップで洪水とか津波とかそういったものの周知は行われている  
と思うけれども、さらに厚くやってくれる分には結構なので、よろしく  
お願いします。

高見沢会長 他にいかがでしょうか。

これは今後のプロセスに関わってくることになります。しかも都市マス  
タープランの見直しと絡みながら議論をしていくことになると思います

が、現段階では、最初に認識したということですので、今後、詰めていただければと思います。

他になければ、報告事項を終わりまして、最初の審議事項に戻りまして、事務局から訂正案を報告してください。

事務局

44 ページの表現について、いろいろご指摘をいただきまして、検討した結果、訂正というより一部を削除するだけでよろしいのではないかと考えましたので、その部分を読み上げます。

44 ページの③廃止（一部廃止を含む）の2段落目「また、代替先の適地が確認でないものの地域固有の特段の事情により、やむを得ず廃止する場合には、将来適地が生じた段階で、改めて代替先を都市計画決定することを上位計画等に位置づけた上で、当該都市計画公園・緑地を廃止するもの」としてみましたが、いかがでしょうか。

高見沢会長

ただいまの修正箇所についてはよろしいですか。（「異議なし」の声あり）  
それでは、採決に入りたいと思います。議第1号について、審議会からの意見としては、ただいまの修正点以外は特になしということで、議第1号を承認したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

高見沢会長

ありがとうございます。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

高見沢会長

次に、その他ですが、委員の皆様から何かありますか。

宮戸委員

この第154回審議会で、恐らく議会選出委員は変わるかと思しますので、一言、ごあいさつをさせていただきます。3年間、審議会委員をやってきましたが、市民の皆様、学識経験者の皆さんと一緒に、さまざまな取り組みをさせていただきました。中でも一番大きかったのはパナソニックの跡地の問題でありまして、この件については都市計画変更ということで、審議会でも各委員の意見が割れて最後には議決をしたことは、この審議会始まって以来のことではなかったかと思っております。それだけに藤沢市の都市計画を決定する重要な審議会でありますので、これからも委員の皆様方には慎重審議・審査をお願いしたいと思います。最後に、皆様方のご健勝・ご多幸をお祈り申し上げます。大変お世話になりました。

吉田委員

私も議会選出の委員として1年間お世話になりました。5月以降、議会の関係でどういうふうになるかわかりませんので、一言ごあいさつさせていただきます。私は初めて都市計画審議会委員となって、学識経験者とか地区の代表といった方々が熱心にご議論されているところに参加させていただいて、本当に有意義だったと思っています。この成熟してきた藤沢市をさらにいいまちづくりをしていこうという皆様の思いが、これからの

藤沢市の少子超高齢化社会という難しい時代をきつと乗り切っていただけと信じておりますので、ぜひ皆様のご尽力をお願いいたしまして、可能であれば来年度以降も参加させていただきたいと思っておりますが、皆様にはそのことをお願いいたしまして、ごあいさついたします。ありがとうございました。

高見沢会長

ありがとうございました。

その他に事務局として何かありますか。

事務局

1件、報告があります。本審議会委員については、都市計画審議会条例第4条の規定により、委員は20名で、2分の1以上の委員をもって開催を決定するとなっております。委員は「市民」、「学識経験のある者」、「市議会議員」、「行政機関関係」と区分されておまして、市民、学識経験のある者、市議会議員については、代理はあり得ないこととなっております。特に条例規定の中で代理を認めるとも、認めないとも書いてないのですが、今までも藤沢市都市計画審議会では認めないという形で運用してまいりましたが、「行政機関関係」の藤沢土木事務所所長、神奈川県藤沢警察署署長のお二方は非常にお忙しくて、なかなかご出席いただけない中で、他の都市計画審議会の状況を調査したところ、行政機関の長については代理を認めているところが結構ございまして、代理といってもその組織の副所長、副署長クラスのその組織の長としての意見を代理として発言していただける方が条件になるのですが、この2つの行政機関については代理では、どうなのかというご意見もいただいておりますので、代理を認めるとして運用していきたいと考えておりますので、次回以降、場合によっては代理の方がご出席されることをご了解いただきたいと思います。

高見沢会長

その他、次回の日程等をお願いします。

事務局

次回、第155回都市計画審議会は5月27日（金）午後2時からを予定しております。議案等は、後日ご案内させていただきます。

これは先の話になりますが、審議会の開催が少し多くなりまして、7月の下旬及び8月の下旬に審議회를予定しておりますので、ご承知おきいただければと思います。また、日程等は決まり次第、お知らせいたしますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、閉会にあたり、計画建築部長よりごあいさつ申し上げます。

高橋部長

本日は、長時間にわたるご審議、まことにありがとうございました。事務局を代表して心から御礼申し上げます。

来年度は通常の都市計画決定や変更の案件のほか、都市マスタープランの改定に向けた審議等、数多くお願いすることになります。委員の皆様にはより多くのご意見を賜りたいと存じますので、よろしくをお願いいたしま

す。私ごとでございますが、この3月で定年退職となりますので、きょうの都市計画審議会が最後となります。4年間、高見沢会長はじめ各委員の皆様には多方面からご意見をいただくなど、皆様のご協力によりまして都市計画審議会が円滑に進行できました。心から御礼申し上げまして、第154回藤沢都市計画審議会の閉会に当たりましてのごあいさつといたします。どうもありがとうございました。

午後4時20分 閉会